

令和5年度

定期監査報告書

日南市監査委員

日 監 発 第 35 号
令 和 6 年 2 月 9 日

日 南 市 長 高 橋 透 様
日南市議会議長 濱 中 武 紀 様
日南市教育長 都 甲 政 文 様

日南市監査委員 渡 邊 秀 美

日南市監査委員 川 口 和 也

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度の定期監査を次のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 日南市監査基準への準拠

日南市監査基準に準拠し、監査を実施した。

3 監査の対象

総合政策部	財政課
市民生活部	税務課、北郷町地域振興センター、南郷町地域振興センター
建設部	財産マネジメント課、下水道課
水道局	水道課
会計課	
教育委員会	学校教育課、生涯学習課
消防本部	

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、財産の維持管理が良好であるかを主眼とし、下記項目について検証した。

- (1) 収入、支出に係る事務は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- (2) 契約に係る事務は適正に処理されているか。
- (3) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (4) 財産、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 公金及び準公金の管理は適正に行われているか。

5 監査の実施内容

監査にあたっては、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営について、関係書類の照合、調査、確認を抽出の方法（試査）により行うとともに、文書管理状況、備品及び所管施設の実地調査を行い、必要に応じ関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 : 関係各課、関連施設及び監査委員事務局執務室
日 程 : 令和5年8月31日～令和6年2月1日

7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業についておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

なお、改善を要する軽微な事項については、その都度指導を行い、記述を省略した。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じられた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置内容を監査委員に通知されたい。

なお、監査結果報告後の措置状況については、是正（改善）への早期取り組みを促し監査の実効性を高めるため、報告期限を付していることを申し添えます。

報告期限 令和6年3月8日（金）

別紙

各課に対する指摘等の内容

1 総合政策部 財政課

(1) 契約に関する事務

- ・事業ごとの契約事務については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部契約書において契約者の住所の未記載が確認された。契約自体は有効であるが、相手方を特定するためにも住所を記入されたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・時間外に関する事務処理について、一部不正確な処理により戻入を要する事案や決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

2 市民生活部 税務課

(1) 庶務に関する事務

- ・時間外勤務に関する事務処理について、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

3 市民生活部 北郷町地域振興センター

(1) 契約に関する事務

- ・財政援助団体が行う契約について、契約金額に応じた条件の設定、契約書や完成報告書の作成等のルールを会計規則等で整理されたい。
- ・契約に係る文書等については、適正な管理に努められたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・準公金マニュアルが未作成である。早急に作成されたい。
- ・時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

4 市民生活部 南郷町地域振興センター

(1) 庶務に関する事務

- ・ 準公金の帳簿について、費目ごとの整理をされたい。
- ・ 時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

5 建設部 財産マネジメント課

(1) 庶務に関する事務

- ・ 時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

(2) 備品管理に関する事務

- ・ 新庁舎完成後の執務室変更に伴い、各課の廃棄備品が別の課で再利用されている。備品シールもなく再利用されており、備品管理に支障をきたしている。適正な管理方法を検討し、全庁的に統一されたい。

6 建設部 下水道課

(1) 契約に関する事務

- ・ 下水道使用料徴収事務委託契約書について、契約者の双方が市長となっており、双方代理を禁止した民法第 108 条に抵触するため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の役職者に委任するなどの対応を検討されたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・ 時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

7 水道局 水道課

(1) 契約に関する事務

- ・下水道使用料徴収事務委託契約書について、契約者の双方が市長となっており、双方代理を禁止した民法第 108 条に抵触するため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の役職者に委任するなどの対応を検討されたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載誤り等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

(3) 備品管理に関する事務

- ・飢肥浄水場において、水道課管理の備品と委託業者の備品が混在しており、通常の備品の管理に支障をきたしている。委託業者の備品と明確に区別がつくような方法を検討されたい。

8 会計課

- ・事務処理は適正なものと認められた。

9 教育委員会 学校教育課

(1) 契約に関する事務

- ・一部契約について、添付書類不足が見受けられたので、適正に処理されたい。また、決裁日の記入漏れが散見されたため、適正な事務処理に努められたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

(3) 備品管理に関する事務

- ・他課の廃棄した備品を再利用しており、通常の備品との区別がなく適正な備品管理に努められたい。

10 教育委員会 生涯学習課

(1) 契約に関する事務

- ・一部の補助金の交付手続きについて、交付申請者と交付決定者が同一となっているものがあり、双方代理を禁止した民法第 108 条に抵触するため、今後の交付手続きについては、申請又は決定に関する権限を別の役職者に委任するなどの対応を検討されたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り、決裁者の追認漏れ等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。

(3) 備品管理に関する事務

- ・他課の廃棄した備品を再利用しており、通常の備品との区別がなく適正な備品管理に努められたい。

(4) 地域コーディネーターに関する事務

- ・補助事業である当該事業について、他の事業との重複や不適切な支出がないように、業務内容や勤務体制の確認等を整理されたい。

11 消防本部

(1) 契約に関する事務

- ・印紙税は契約書の記載金額に応じて課税されるが、消費税および地方消費税の額（以下「消費税額等」といいます。）を区分して記載している場合、消費税額等は記載金額に含めないとされている。一部契約において、消費税額を含めた金額で印紙税を計算していたため、適正に処理されたい。

(2) 庶務に関する事務

- ・時間外勤務に関する事務処理について、一部不正確な処理により追給や戻入を要する事案のほか、時間外勤務命令簿や振替代休指定整理簿等の記載漏れ及び記載誤り等が確認されたので、是正されるとともに、関係条例、規則並びに庶務実務関係資料等を再確認され、正確な支給事務に努められたい。